

和歌山県白浜町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由^[白浜町協議書より抜粋]

観光産業は、白浜町の成長を支える極めて重要な産業であると考えており、これまで様々な観光振興施策に取り組んできたところであるが、さらに多くの観光客を誘致するためには、観光資源の魅力向上やプロモーション強化、受入環境の整備、また2030年開業予定の大阪統合型リゾート（IR）からの誘客に向けた取組など課題も多く、観光振興施策に係る財源の必要性は非常に高くなっている。

そこで、白浜町独自の宿泊税の導入について本格的に検討を開始するため、令和7年10月に「白浜町宿泊税検討委員会」を設置したところである。当委員会において、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくためには、新たな安定的財源が必要であるとされ、財源確保の手法を規模、安定性、継続性、受益と負担という観点から比較検討を行ったところ、宿泊税が適当とされた。その後、宿泊税の税額、免税点、課税免除、課税期間等について慎重に検討を行い、「白浜町宿泊税検討委員会」の報告書としてまとめられた。

この報告書を踏まえ、白浜町として「白浜町宿泊税条例案」を作成、パブリックコメントを実施した後、令和8年6月議会に同条例案を上程し、同年6月16日に同条例が可決・成立したところである。

2. 概要 [白浜町協議書より抜粋]

課 税 団 体	和歌山県白浜町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	白浜町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	全国有数の国際観光地「白浜」を目指し、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・1万円未満 200円 ・1万円以上2万円未満 300円 ・2万円以上5万円未満 500円 ・5万円以上 1,000円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約6.5億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者 ・地震等の災害が発生した場合における被災者
徴税費用見込額	（平年度）約1,050万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

白浜町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、白浜町の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

白浜町宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一人一泊について、宿泊料金が1万円未満の場合200円、1万円以上2万円未満の場合300円、2万円以上5万円未満の場合500円、5万円以上の場合1,000円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

白浜町宿泊税は、白浜町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

白浜町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

大分県「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由^[大分県協議書より抜粋]

1. 法定外目的税としての宿泊税新設の目的

「世界に選ばれるおんせん県おおいた」の実現に向け、本県観光を次なるステージへと引き上げ、持続可能な観光地域づくりを推進することを目的とする。急増する観光需要に伴う受入環境の充実、地域資源の魅力向上、周遊を支える二次交通の整備等、高度化する観光課題への対応に要する費用に充てるため、旅館業法の許可を受けて行うホテル・旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者に一定の負担を求める法定外目的税として、宿泊税を新設する。

2. 宿泊税新設の経緯及び必要性

本県の観光産業は、令和6年に延べ宿泊者数が約833万人と過去最高を記録し、極めて重要な成長産業となっている。一方で、特定地域への観光客集中による混雑や生活環境への影響、深刻な人手不足、二次交通の不足といった課題が顕在化している。加えて、今後急速な人口減少社会に直面する中、交流人口の拡大による地域経済の維持・発展は地方創生の切り札として極めて重要である。

これらの課題に的確に対処し、大分の魅力を次世代へ引き継ぐためには、従来の一般財源のみによる対応には限界があり、安定的かつ継続的な財源の確保が不可欠である。

こうした背景から、令和7年5月に「大分県観光振興財源検討会議」を設置し、計5回にわたり慎重に議論を重ねてきた。この間、宿泊事業者へのアンケートや意見交換、県内全18市町村との丁寧な協議を行い、本県観光の将来を見据えた未来への投資として、宿泊税の導入が不可欠であるとの総意に達した。これを受け、県として宿泊税を導入することとした。

2. 概要 [大分県協議書より抜粋]

課税団体	大分県
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	大分県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	大分県の「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・5千円未満 100円 ・5千円以上2万円未満 200円 ・2万円以上10万円未満 500円 ・10万円以上 2,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約18.6億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約6千万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

大分県宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、大分県の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

大分県宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一人一泊について、宿泊料金が5千円未満の場合100円、5千円以上2万円未満の場合200円、2万円以上10万円未満の場合500円、10万円以上の場合2,000円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

大分県宿泊税は、大分県内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

大分県宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

鹿児島県鹿児島市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔鹿児島市協議書より抜粋〕

1 観光振興の重要性

鹿児島市においては、人口減少による個人消費の減少が見込まれる中、地域経済の活性化を図っていくためには、裾野が広い総合産業であり、本市が優位性を持つ観光を経済成長のエンジンと位置付け、今後の個人消費の減少分を上回る観光消費額を創出していくことが重要である。

そのためには、今後、国内外から選ばれる観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図る新たな施策等を継続的に展開していくことが必要である。

2 財源確保の必要性

人口減少・少子高齢化等に伴い、市税収入の減少や社会保障関係費の増加等の可能性が懸念されるなど厳しい財政状況が続く中にあることは、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図る新たな施策等を継続的に展開するための安定的かつ持続的な財源の確保（新たな観光財源の導入）を図っていく必要がある。

3 宿泊税の検討

このような背景から、本市においては、宿泊税の検討に当たって、多様な視点から客観的に行う必要があることから、令和7年6月に外部有識者による鹿児島市宿泊税検討委員会を設置した。

同委員会においては、まずは、宿泊税導入の必要性や妥当性について協議を行い、その必要性等が認められたため、導入自治体等の事例や宿泊事業者へのアンケート調査結果等を踏まえた制度設計等について客観的かつ具体的な検討を行い、同年12月、同委員会から市へ制度設計等を取りまとめた報告書の提出があった。

当該報告書を踏まえ、本市として制度素案を作成し、パブリックコメント手続を経て、8年3月に制度案を取りまとめた。

4 宿泊税の新設（導入）

宿泊税は、本市が国内外から選ばれる観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図る新たな施策等を展開するための安定的かつ持続的な財源として新設（導入）しようとするものである。

2. 概要

[鹿児島市協議書より抜粋]

課 税 団 体	鹿児島県鹿児島市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	鹿児島市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てる。
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき 200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約8.4億円
課 税 免 除 等	修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約50千円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

鹿児島市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、鹿児島県鹿児島市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

鹿児島市宿泊税は、鹿児島市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

鹿児島市宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとまでは

いえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人（DMO）において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人（DMO）の体制整備・機能強化を推進する。」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

鹿児島県指宿市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [指宿市協議書より抜粋]

1 宿泊税新設の目的

指宿市は、観光の活性化と観光消費額の拡大に繋がる観光振興に関する各種施策に要する費用に充てるため、宿泊施設への宿泊者に一定の税負担を求める宿泊税（法定外目的税）を新設する。

2 宿泊税新設の経緯及び必要性

本市の観光産業は、宿泊業を中心として旅行業、飲食業、小売業など裾野が広く、地域経済にとって重要な産業の一つである。

しかしながら、観光客数は、近年においては平成20年の大河ドラマ「篤姫」、また、平成30年の「西郷どん」放映といった一過性の増加を除くと、慢性的に減少傾向となっており、観光業は厳しい経済環境に直面している。更に、コロナ禍で激減した宿泊客数は現在も回復しきれておらず、とりわけ、宿泊業が苦戦状況にあり、観光地としての対策が急務となっている。

観光産業の持続的な発展を図るためには、観光振興施策を積極的に展開し、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出す必要があり、これまでの取り組みに加え、更なる施策を進めていくことが求められる。

一方、市の財政状況については、令和5年度に策定した経営改善計画に基づき、財政の健全化に向けて取り組んでいるところであるが、今後の財政状況の見通しにおいては、少子高齢化や人口減少が進む社会構造の変化の中で、市税をはじめとする財源の大幅な伸びは期待できず、更には社会保障費などの増加が見込まれる。

このような限られた財源の中で、観光振興施策を展開していくためには、財政運営において無駄を省く不断の見直しを実施することはもとより、安定的な財源を新たに確保することが必要である。

そのような背景の下、市では、事務事業の見直しや市役所の組織再編を進める一方、観光振興に係る安定した財源の確保を検討するため、令和6年7月に宿泊事業者や経済団体、学識経験者等で構成する「指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会」を設置し、観光財源のあり方について検討を重ねてきた。また併せて、アンケート調査を実施するとともに、事業者説明会や関係団体等との意見交換を行いながら、議論を深めてきた。

そして、令和7年3月に、検討委員会から、持続可能な観光地づくりのための安定的・継続的な財源確保として、宿泊税を導入することが妥当である旨の答申があった。

その後、宿泊事業者向けの説明会や個別訪問によるヒアリング、関係団体等との意見交換を実施してきたが、その中で、宿泊税の税額や徴収業務についての負担軽減を求める意見等があった。

宿泊事業者からの意見や要望等を踏まえて、市では、税率の妥当性や用途を決めるプロセス、宿泊事業者の事務負担等を勘案し、答申に付された制度設計を一部変更・補足して、市としての制度設計案をまとめた。その上で、改めて、宿泊事業者向け説明会や関係団体等との意見交換を行い、また、パブリック・コメントを実施し、広く意見を伺い、制度設計を決定した。なお、その過程においては、適宜、鹿児島県や近隣自治体等と情報共有を行ってきた。

そして、令和8年6月、第2回指宿市議会定例会において指宿市宿泊税条例を提案し、6月30日に可決されたところである。

宿泊税の税収は、旅行者を呼び込むための二次交通の改善や、観光拠点整備、観光コンテンツの造成等といった施策に充当する予定で、観光地としての魅力をより高め、持続可能な観光地づくりを進める。

2. 概要

[指宿市協議書より抜粋]

課 税 団 体	鹿児島県指宿市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	指宿市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	本市の観光の活性化と観光消費額の拡大に繋がる観光振興に関する各種の施策に要する費用に充てる。
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき 200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約86.4百万円
課 税 免 除 等	・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約4百万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

指宿市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、鹿児島県指宿市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

指宿市宿泊税は、指宿市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

指宿市宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとまではい

えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人（DMO）において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人（DMO）の体制整備・機能強化を推進する。」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

長崎県長崎市「宿泊税」の変更について

1. 変更の理由^[長崎市協議書より抜粋]

長崎市においては、地方税法第5条第7項の規定に基づき、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和5年4月1日より法定外目的税として宿泊税を課しているが、長崎市宿泊税条例附則第6項において、「市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」としており、制度導入から3年目にあたる令和7年度に制度について検討を行った。

宿泊税については、「訪問客への還元」を用途の方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上等に寄与する事業に充当することとしているが、今後の長崎市の観光まちづくりの取組みの指針である「次期長崎市観光・MICE戦略」に掲げる、目指す交流都市像や基本方針、基本施策に基づき、令和9年度からの3箇年における宿泊税の活用事業費の概算及び事業に必要な税収を試算したところ、現在の税率では新たな取組みもさることながら、既存の事業費についても十分に賄うことが困難であると想定している。

このような中、見直しの検討については、長崎市の附属機関である「長崎市観光・MICE振興審議会」に小委員会を設置し、宿泊税の用途の方向性や税率体系、税率の見直し案、効果の検証などについて議論を行い、令和7年11月20日に同審議会から市長へ報告書の提出がなされ、その後も宿泊事業者との間で今後の宿泊税の在り方について意見交換を行ったところである。

その結果、今後の長崎市の財政需要に対応するため、令和9年度より税率の見直し等を内容とする長崎市宿泊税条例の一部改正案を長崎市議会に提案し、令和8年3月12日に議決を得たところである。

以上のようなことから、地方税法第731条第2項の規定に基づき、宿泊税の税率等の変更を行うことについて協議を行うこととしたい。

2. 概要 [長崎市協議書より抜粋]

課 税 団 体	長崎県長崎市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・ <u>6千円未満</u> 100円 ・ <u>6千円以上 2万円未満</u> 300円 ・ 2万円以上 500円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約8.4億円
課 税 免 除 等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約2千万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

長崎市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、長崎市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

長崎市宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一人一泊について、宿泊料金が6千円未満の場合100円、6千円以上2万円未満の場合300円、2万円以上の場合500円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

長崎市宿泊税は、長崎市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

長崎市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、「それぞれの地域の実情に応じ、観光地域づくり法人(DMO)において課題となっている人材の育成・確保や、宿泊税、入域料等を財源とした安定的な運営資金の確保に係る取組等を支援することにより、観光地域づくり法人(DMO)の体制整備・機能強化を推進する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。